令和7年度 林業労働災害防止強調運動

期間:11月1日～11月30日

林業労働災害防止強調運動の目的

県内の林業における死亡災害の発生状況を見てみると、直近の10年間において毎年死亡災害が発生しているほか、最も多い年では５名の方が亡くなっています。令和６年においても４件の死亡災害が発生し、この数字は北海道、宮城と並び全国ワースト1位の件数となってしまいました。

死傷災害の発生状況をみると、**伐倒木等による激突され**災害、**チェーンソーや刈払機等による切れ･こすれ災害**が**全体の約半数**を占めているほか、車両系木材伐出機械等に関わる災害やかかり木による災害など過去に繰り返された災害が依然として発生しています。重篤な災害が発生する要因として、**林業現場では危険源となる立木等に近接する作業**が多いこと、**基本的な安全管理の取組みが徹底されていない**ことが挙げられます。特に、繰り返し発生する従来型の災害は、基本動作が守られていないことが災害発生の主たる原因であることから、いま一度基本に立ち返って作業を行うことが求められます。

さらに、県内の林業を取り巻く状況として、林業従事者の高年齢化、未熟練労働者への対応など、林業特有の状況にも配慮する必要があります。高年齢労働者に対しては、身体的機能の低下による行動災害の発生に配慮する必要性、未熟練労働者に対しては十分な安全教育を行うことなど作業者の立場に配慮した安全対策が求められます。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に重点事項を集中的に取組むこととし、林業における労働災害防止対策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び労働災害の大幅な減少を図ることとします。

強調運動期間中に実施すべき取組み事項

（１）林業店社における実施事項

①現場責任者等による安全衛生管理体制の整備
②新規就業者に対する**雇入れ時教育**及び**作業内容の変更時等の際の安全教育実施**の徹底
③現場での作業条件に応じた**有資格者等の適正配置**
④経営首脳、安全管理者等による**安全パトロール等の実施**
⑤ポスターの掲示等による安全意識の高揚

（２）林業現場における実施事項

ア　共通事項

①労働災害防止のための基本的ルールの遵守
②服装の点検、保護帽、墜落制止用器具、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具等使用の徹底
③作業者の具体的な**作業内容を明示した作業日報の作成**
④伐木･集材作業における作業計画の作成、作業計画に基づく作業の実施
⑤**作業前ミーティングの実施（危険予知活動の実施）**
⑥作業現場の一斉点検の実施（**リスクアセスメント等の実施**）
⑦新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避
⑧**緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施**
⑨「**現場班長による安全現場宣言運動**」への取組み

イ　集材作業

①集材装置等の主索直下及び内角側等の**危険箇所への立入禁止**
②荷掛け、荷はずしの際の**合図及び退避の徹底**

ウ　車両系木材伐出機械作業

①路肩からの転落防止のための**走行路の幅員確保**
②作業者との接触防止のための**明確な合図の実施**
③路肩、傾斜地で転倒または転落による危険を防止するため、**シートベルト着用の徹底**
④車両系木材伐出機械の運転席の**ヘッドガード、防護柵の設置**
⑤車両系木材伐出機械運転業務従事者に対する**特別教育受講の徹底**

エ　伐木造材作業

①指差し呼称等による周囲の安全確認
②伐倒にあたっての**安全な伐倒方向の決定**及び**適切な受け口切り、追い口切り**の徹底
③大径木、偏心木の**伐倒の際のくさび使用**
④適切な**退避場所の選定**
⑤伐倒の際の**合図及び退避の徹底**
⑥**キックバック、枝のはね返り等防止**のためのチェーンソーの適正使用
⑦急傾斜地等を移動する際の墜落･転落災害防止用の**歩行補助ロープの設置及び墜落制止用器具使用の徹底**または迂回移動の励行
⑧チェーンソー及び刈払機使用時における**保護衣及び足指防護用作業靴の着用**

オ　かかり木処理作業

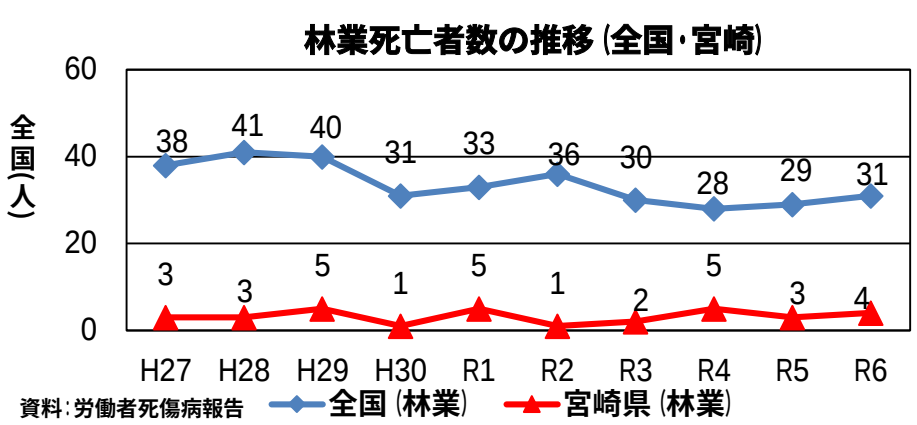
①**専用器具使用**等による安全対策の徹底
②かかり木を放置する場合の**危険区域の標示及び立入禁止**

カ　トラック荷台（積荷）からの墜落･転落の防止

①**墜落時保護用の保護帽の着用**
②耐滑性のある靴の使用
③荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底（荷台外側に背を向けず、後ずさりしない）
④荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り**地上からの作業**とすること
⑤荷台への昇降時における**昇降設備の使用**

過去10年間（H27年～R６年）の林業死亡労働災害の推移は全国的に減少傾向なのに対し、県内では横ばい

宮崎県の林業は令和６年の統計で死亡者数全国ワースト１位、死傷者数全国ワースト２位

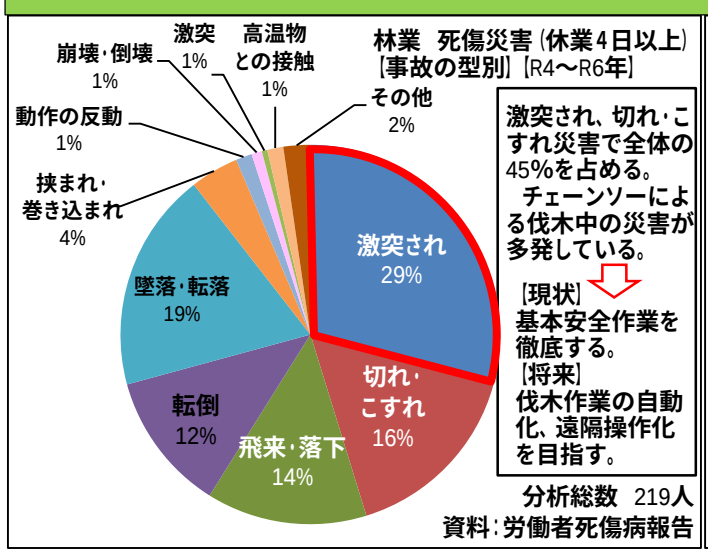


資料：労働者死傷病報告

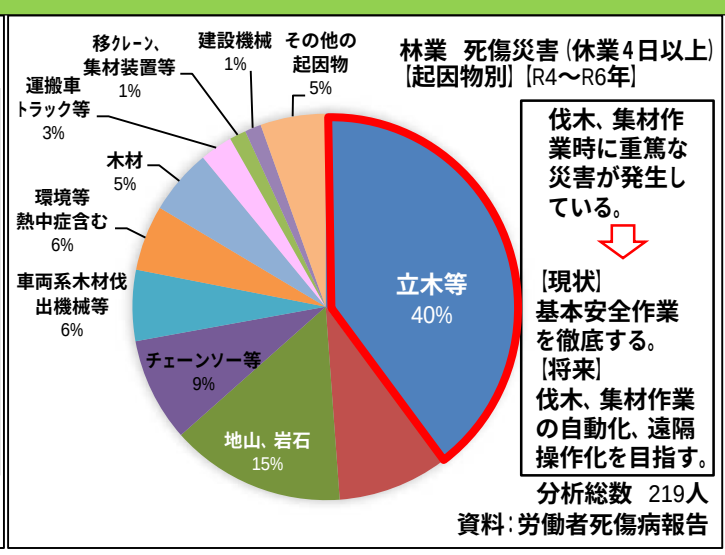
	死亡者数	死傷者数
ワースト１	宮崎、北海道、宮城（４）	北海道（79）
ワースト２	岡山、岩手、静岡、和歌山（２）	宮崎、高知（67）
ワースト３	三重ほか10府県（１）	長　野（54）
ワースト４	―	岩　手（51）
ワースト５	―	鹿児島（49）

資料：労働者死傷病報告書　　※（）内は人数

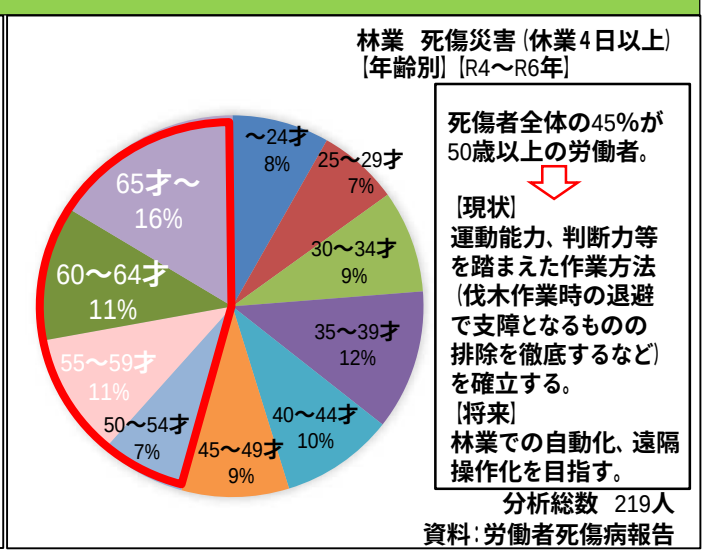
県内の林業における死傷災害（休業４日以上）の発生状況【Ｒ４年～Ｒ６年】　219件



資料：労働者死傷病報告



資料：労働者死傷病報告



資料：労働者死傷病報告

宮 崎 労 働 局

令和６年　県内の林業における死亡災害事例

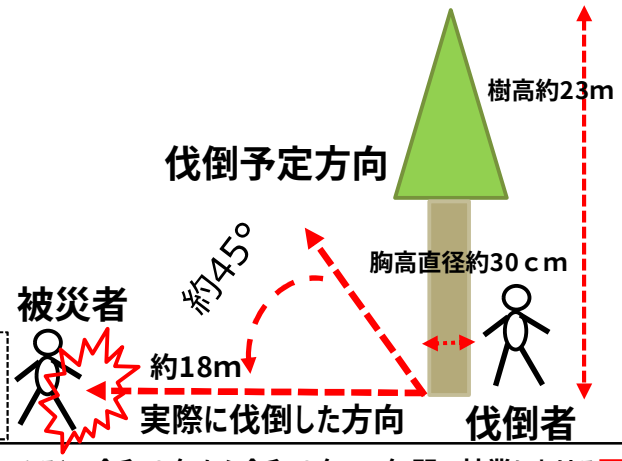
番号	発生月	性別	経験期間	災害の種類	災害の概要
№１	１月	男	40年	激突され	被災者がチェーンソーで杉の伐木作業を、同僚が木材グラップル機で伐倒僕の集材作業を行っていた。同僚が被災者の伐木作業が行われていないことを不審に思い確認したところ、伐根の近くで倒れている被災者を発見した。
№２	４月	男	5年	激突され	被災者はチェーンソーでひのきの伐木作業を行い、同僚は仮置きされた材をトラックで搬送する作業を行っていた。同僚が被災者の様子を伺いに行ったところ、ひのきの下敷きになった被災者を発見した。
№３	７月	男	40年	激突され	立木（樹高約23m、胸高直径約30ｃｍ）を他の労働者が伐倒したところ、伐倒予定方向から約45度ずれ、約18m離れた箇所にいた被災者に激突した。
№４	10月	男	8年	激突され	同僚が伐倒した杉（樹高約22m）が斜面（傾斜約35度）を滑り落ち、下方でグラップルを運転していた被災者に激突した。

【№３の災害事例】

《実際の伐根》



深すぎる下切痕
（つるが残っていない）



災害発生原因	・伐木する際に、立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側に被災者を立ち入らせたこと。 ・受け口の斜め切りに対し、下切りの位置が深く切り込みすぎたことにより、つるがほとんど残っておらず、また、伐倒時にくさびを使用していなかったことから、狙った方向に倒れなかったこと。
再発防止対策	・伐木作業を行う際には事前に合図を定め、危険がある際にはほかの労働者が避難したことを確認した後で伐倒すること。 ・伐倒にかかる立ち入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者の待避の確認を徹底すること。 ・経験の浅い労働者が伐倒した後は、定期的に伐根を確認し必要な指導を行うこと。くさびの使用も徹底すること。

県内の死亡災害事例を見てみると、令和２年から令和６年の5年間で林業における**死亡災害は15件発生**しており、このうち**10件が「激突され」の災害**となっています。

この10件の「激突され」災害を分析したところ、**被災者10名中7名が自分で伐倒した立木に激突された事案**となっており、伐倒者が伐倒しようとした方向にうまく伐倒できず、自分の方に倒れてきて被災した事案と考えられます。また、伐倒しようとした方向に伐倒できなかった原因として、死亡災害発生時の伐根を分析したところ、**ほとんどが「つるが残っていない状態」または「つるの状態が不十分」なもの**であり、伐倒時の受け口、追い口の切り方が不適切であったことが判明しました。

受け口や追い口の切り方は伐倒作業における基本的事項です。基本的事項であるがゆえに、「誰でもできること」、「いつでもできること」、「できて当たり前」などと軽視されがちですが、死亡災害に至った事案はこのような基本的な事項が遵守されていないことによるものです。林業における労働災害防止強調月間を機に、いま一度基本的事項が徹底されているかご確認いただき、**基本的事項を軽視せず、確実に実行していただくようお願いいたします。**

同種の死亡災害を防ぐために（基本動作の徹底）

1.伐倒前の確認の徹底



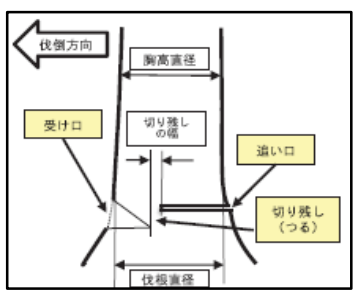
伐倒前の確認事項として、上方につる絡みなど障害物がないかの確認、伐倒方向の確認、退避方向の確認を行い、伐倒前の安全を確認しましょう。

2.伐倒方法における基本事項の確認

伐倒方法については、右図のとおり、**基本とされている伐倒方法を確実に守りましょう。**

特に、つるが残っていないことにより伐倒方向が定まらず、死亡災害に繋がっているケースが多く発生しています。

場合によっては「**追いづる切り**」を行うなど、確実につるが残るような伐倒方法を検討してください。



3.林業機械使用上の注意事項（シートベルト着用の徹底について

上記において令和6年に発生した林業における死亡災害事例を取り上げましたが、**実は今年も7月、8月に相次いで林業業者による重機の転落災害が発生しました。**この災害は被災者が事業主であり、統計上は労働災害に計上されませんが、**未だに重機の転落災害が繰り返し発生していること**に注意が必要です**（なお、9月には今年1件目となる死亡労働災害が発生してしまいました）**。

今年発生した重機の転落災害は、いずれも転落した際に重機外へ投げ出されて被災したものであり、**シートベルト未着用であったと推定**されます。

県内の林業における死亡災害は「伐木による激突され」災害、「重機の転落」災害がほとんどです。宮崎労働局や各労働基準監督署では、これまでも繰り返し「林業現場における５つの約束」などでシートベルト着用を呼び掛けてきました。**林業現場で重機を使用する際には、必ずシートベルトを着用しましょう！**





イラスト：林業・木材製造業労働災害防止協会「死亡労働災害の撲滅に向けて」より引用

「スマート林業」の実現に向けた取組が進められています※1

林野庁では、日本の林業が抱える「安全の確保」、「作業負担の軽減」、「労働生産性の向上」といった課題を解決し、林業をより魅力ある産業とするために、ＩＣＴ、ＡＩなどの先進技術を積極的に導入し、安全で、楽しく、効率的に仕事ができる「スマート林業」を推進しています。具体的には、下に示すような、機械や立木、丸太に人が近づくことによるリスクを低減させる遠隔操作式などの先進的な林業機械の開発・実証や現場実装を推進しています。

また、地域の林業事業体や製材・合板工場、流通事業者と行政や大学等からなる「地域コンソーシアム」によって、森林調査から原木の生産・流通に至る活動にデジタル技術を活用するデジタル林業戦略拠点を構築し、地域の木材生産・流通の収益性を改善する取組を実施しています。

≪機械の遠隔操作事例≫



遠隔操作フォワーダ＋グラップル



専用コントローラー



遠隔荷掛けの様子



架線式グラップルと油圧集材機での集材

※1：出典 林野庁ＨＰ　（http:www.rinya.maff.go.jp/index.html）
林野庁HP（林業イノベーションハブセンター「MORI-HUB」）　二次元バーコードはこちら⇒

宮崎労働局